入　札　説　明　資　料

陸上自衛隊神町駐屯地で使用する電気

陸上自衛隊神町駐屯地飛行場で使用する電気

陸上自衛隊神町駐屯地東根射撃場（電灯）で使用する電気

陸上自衛隊神町駐屯地東根射撃場（動力）で使用する電気

陸上自衛隊神町駐屯地大高根演習場で使用する電気

陸上自衛隊神町駐屯地東根宿舎２号棟（動力）で使用する電気

陸上自衛隊神町駐屯地東根宿舎２号棟TV共聴施設で使用する電気

第　４　０　１　会　計　隊

５．１２．２６

1　入札説明の目的

入札に付する品目・規格等が特殊なもの、契約に関し、誤解を生じやすい場合、公告又は通知の内容の不明確な点について将来にわたって誤解を生じないよう説明することを目的として入札実施前に行うものです。疑問点を解明し、見解を統一するよう心掛けて下さい。

2　契約担当官等

分任契約担当官 陸上自衛隊神町駐屯地
第４０１会計隊長　　今　西　耕　平

3　調達内容

（１）調達件名

陸上自衛隊神町駐屯地で使用する電気
陸上自衛隊神町駐屯地飛行場で使用する電気
陸上自衛隊神町駐屯地東根射撃場（電灯）で使用する電気
陸上自衛隊神町駐屯地東根射撃場（動力）で使用する電気
陸上自衛隊神町駐屯地大高根演習場で使用する電気
陸上自衛隊神町駐屯地東根宿舎２号棟（動力）で使用する電気
陸上自衛隊神町駐屯地東根宿舎２号棟TV共聴施設で使用する電気

（２）調達件名の特質等

別添仕様書による。

（３）使用期間　　自　令和６年４月　１日　００：００
　　至　令和７年３月３１日　２４：００

（４）需要場所

山形県県東根市神町南３－１－１	陸上自衛隊神町駐屯地
山形県東根市大字若木字七窪	陸上自衛隊神町駐屯地飛行場
山形県東根市大字東根字元原方	陸上自衛隊神町駐屯地東根射撃場(電灯)
山形県東根市大字東根字元原方	陸上自衛隊神町駐屯地東根射撃場(動力)
山形県村山市大字雪の観音郷字上平	陸上自衛隊大高根演習場
山形県東根市神町南３－２	陸上自衛隊神町駐屯地東根宿舎２号棟(動力)
山形県東根市神町南３－２	陸上自衛隊神町駐屯地東根宿舎２号棟

（５）入札方法

ア　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（季節・時間帯別等の区分による複数の単価を記載しても可）を記載すること。（小数点第２位までとする）

イ　代金支払については、一部現金による振込が必ず発生する。この際、発生する手数料は、契約相手方負担となるので、入札単価に含めること。

ウ　入札金額の算定にあたっては、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

4　競争参加資格

（1）　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０・７１条の規定に該当しない者であること。なお、未成者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）　契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（3）　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が行う売買、賃貸借、請負その他の契約から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。

（4）　令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、ＡＧｐは「Ｃ」等級以上に格付けされ、ＢＧｐ～ＧＧｐは「Ｄ」等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。かつ電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けているもの又は同法第16条2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届け出を行っている者であること。
ただし、平成28年4月1日以降に電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売事業の登録を受けていること。

（5）　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、新エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明資料に示す入札適合条件を満たすこと。
（入札適合条件は、環境省が示す「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件例」によるものとし、入札前までに入札説明資料で示す適合証明書に点数を記入の上、令和６年１月２２日（月）１６時までに郵送、持参又はＦＡＸにて会計隊担当者に提出すること。ただし、ＦＡＸで提出した場合には入札開始までに原本を提出すること。）

（6）　入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう依頼があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

5　契約条項を示す場所

（1）陸上自衛隊神町駐屯地 第４０１会計隊　契約班

（2）「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」は、陸上自衛隊神町駐屯地第４０１会計隊契約班で閲覧できるとともに東北方面会計隊ホームページに掲載している。

6　入札の日時及び場所

（1）　日　　時　：　ア　再生可能エネルギー比率１００％
令和６年２月８日（木）１０時００分
イ　再生可能エネルギー比率　６０％
令和６年２月８日（木）１０時２０分
ウ　再生可能エネルギー比率　３０％
令和６年２月８日（木）１０時４０分
エ　再生可能エネルギー比率　　０％
令和６年２月８日（木）１１時００分

（2）　場　　所　：　陸上自衛隊神町駐屯地　４号隊舎　２階　入札室

（3）　郵便入札　：　郵便等により入札書を提出する場合は、事前に分任契約担当官の承認を受けるものとし、入札書を封筒に入れて封入口及び継目になつ印し、その封筒の表に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「○月○日○時○分開札（件名・入札書在中）」と朱書して、更にそれを二重封筒とし、入札日前日の午後４時までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。また、送付した旨契約担当者まで通知すること。この際、下記契約担当者に到着の確認を行うこと。なお、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。

【入札等の問い合わせ先】
〒999-3747　山形県東根市神町南３丁目１番１号
陸上自衛隊神町駐屯地 第４０１会計隊　契約班担当：谷津（ヤツ）
【電話：0237-48-1151（内5486）、FAX：0237-47-0242】

7　保証金等

（1）　入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。

（2）　契約保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合及び契約者が契約を履行しない場合は契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。

8　入札の無効

（1）　公告番号第２号第２項に示す競争入札に必要な資格のない者が行った入札
（2）　入札金額、入札者氏名が判明し難い場合の入札書
（3）　その他、入札に関する条件に違反した者の入札
（4）　電報、電話、ＦＡＸ等による入札は認めない。
（5）　代理人で入札する場合、委任状の未提出及び入札書に、委任状に記名してある代理人の記名がない入札

（６）　「暴力団排除に関する誓約事項」の内容のとおり誓約した旨の入札書への記載がない場合又は誓約書の提出がない場合

※　誓約事項の記載要領

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

（７）　入札者が（6）で実施した誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合

（８）　入札書に「上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。」の記載がない場合

※　「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」を確認したうえで記載すること。

9　契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく、契約書等を作成提出すること。契約条項等は、双方協議により定める。

10　その他

（１）　入札日時に遅れた者の入札は認めない。※入（出）門は正門のみが可能であり、その際、混雑する場合もあるので、時間に余裕をもって参加すること。

（２）　入札書等は、入札説明資料又は、東北方面会計隊のホームページへ掲載している。

(https://www.mod.go.jp/gsdf/neae/koukoku/findex.htm)

（３）入札参加者は、下記の書類を令和６年１月２２日（月）１６時までに直接又はＦＡＸ等により提出すること。

・ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）
・ 再生可能エネルギー電源の特定電源割当計画書
（仕様書の条件を満たす割合を会社印等で正式に証明したもの）
・ 適合証明書（最新の数値により作成）

（４）　代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。

（５）　入札参加希望業者は、入札日の前日迄に、第４０１会計隊契約班に連絡後、下記場所にて仕様書等を受領すること。

（受付時間：月曜日～金曜日の９：００～１７：００）

※ホームページに掲載している仕様書と内容は同様であるため、ホームページで確認できた場合受領は不要とする。

◎　様式等

・別紙－１　　入札書及び内訳書（一例）
・別紙－２　　委任状（一例）
・別紙－３　　適合証明書
・別紙－４　　二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

入　札　書（一例）

¥○○○，○○○，○○○－

（仕様書で提示する予定使用電力に従って計算した総価）　内訳書①+②

【内訳】別紙

件　名：○○○○○○○で使用する電気

上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

当社は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所
商　　号
代 表 者　　印

代 理 人　　印

分任契約担当官 陸上自衛隊神町駐屯地
第４０１会計隊長　今　西　耕　平　殿

内訳書

月　　日	基本料金（円／ｋｗ）
令和５年４月 ～令和６年３月	@　　円×〇〇〇KW×12月＝　　円・・・ ①

月　　日	従量料金（円／ｋｗｈ）
令和　５年　４月	@　　円×△△△△KWh×＝　　円
令和　５年　５月	@　　円×△△△△KWh×＝　　円
令和　５年　６月	@　　円×△△△△KWh×＝　　円
令和　５年　７月	@　　円×△△△△KWh×＝　　円
令和　５年　８月	@　　円×△△△△KWh×＝　　円
令和　５年　９月	@　　円×△△△△KWh×＝　　円
令和　５年１０月	@　　円×△△△△KWh×＝　　円
令和　５年１１月	@　　円×△△△△KWh×＝　　円
令和　５年１２月	@　　円×△△△△KWh×＝　　円
令和　６年　１月	@　　円×△△△△KWh×＝　　円
令和　６年　２月	@　　円×△△△△KWh×＝　　円
令和　６年　３月	@　　円×△△△△KWh×＝　　円
合　　計	円・・・②

別紙－２

委　任　状（一例）

住　　所
（委任者）　会　社　名
代表者氏名　　印

代理人住所
（受任者）所属（役職名）
氏　　名　　印

当社　　を代理人と定め下記権限を委任します。

記

（委任事項）○○○○○○○で使用する電気の調達の入札に関する一切の件

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官 陸上自衛隊神町駐屯地
第４０１会計隊長　　今　西　耕　平　殿

別紙－３

適　合　証　明　書

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
陸上自衛隊神町駐屯地
第４０１会計隊長　今西　耕平　殿

住　　所　　○○県○○市○○
会　社　名　　○○株式会社
代表者氏名　　○○　○○

下記のとおり相違ないことを証明します。

1　電源構成、非化石証明書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番号
①ホームページ　②パンフレット　③チラシ ④その他（　　）	

2　令和３年度の状況

	項　　目	自社の基準値	点数
①	令和３年度１KWh当たりの二酸化炭素排出係数 （単位:Kg-CO2/KWh）		
②	令和３年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和３年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項　　目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	

注１）１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注２）２の「自社基準値」及び「点数」には、別紙第７により算出した値を記載すること。

注３）１の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、２の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注４）１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

１．条　件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和３年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和３年度の未利用エネルギー活用状況、③令和３年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の４項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が 70 点以上であること。

要　素	区　分	得点
①令和３年度１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg-CO2/kWh）	０．０００以上　０．３７５未満	７０
	０．３７５以上　０．４００未満	６５
	０．４００以上　０．４２５未満	６０
	０．４２５以上　０．４５０未満	５５
	０．４５０以上　０．４７５未満	５０
	０．４７５以上　０．５００未満	４５
	０．５００以上　０．５２５未満	４０
	０．５２５以上　０．５５０未満	３５
	０．５５０以上　０．５７５未満	３０
	０．５７５以上　０．６００未満	２５
	０．６００以上	０
②令和３年度の未利用エネルギー活用状況	０．６７５％以上	１０
	０％超　０．６７５％未満	５
	活用していない	０
③令和３年度の再生可能エネルギー導入状況	８．００％以上	２０
	５．００％以上　８．００％未満	１５
	２．５０％以上　５．００％未満	１０
	０％超　２．５０％未満	５
	活用していない	０
④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	５
	取り組んでいない	０

（注）各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照。

※　経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から１年間に限って開示予定時期（事業開始日から１年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

２．添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、１の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。「適合証明書」別紙－３

３．契約期間内における努力等

（１）契約事業者は、契約期間の１年間についても、１の表による合計が７０点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

（２）１の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、１の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

付表

各用語の定義

用　語	定　　義
①令和３年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和３年度１kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和３年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。 なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者で令和３年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
②令和３年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和３年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和３年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和３年度の供給電力量（需要端）(KWh)で除した数値 （算定方式） $$\text{令和３年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和３年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和３年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$$ １．未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 ２．未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

	①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）」（以下「ＦＩＴ法」という。）第二条第４項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス ３．令和３年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 ４．令和３年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない
③令和３年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの （算定方式） $$\text{令和３年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{①+②+③+④+⑤+⑥}{⑦} \times 100$$ ①令和３年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(KWh) ②令和３年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(KWh)) ③グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来すものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(KWh) ④J－クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(KWh) ⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネギー電気に係る非化石証書の量(KWh) ⑥非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非 FIT 非化石証書の量(KWh)(ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非化石証書に限る。)

	⑦令和３年度の供給電力量(需要端(KWh)) １．再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） ２．令和３年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）は、令和３年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売り電気事業者への販売分は含まない。 ３．令和３年度の供給電力量（⑦）には、他小売電気事業者への販売分は含まない
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること。 ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること。 ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること。 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家対して電力料金の優遇を行う等があげられる。 なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※この表の定義は、適合証明書及び別紙第７にのみ適用する。